

伊豆の国市告示第170号

伊豆の国市運送事業者等支援金支給要綱を次のように定める。

令和4年9月16日

伊豆の国市長 山下正行

伊豆の国市運送事業者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、原油価格高騰により経営に影響を受けている運送事業等を行う小規模事業者等（以下「運送事業者等」という。）の事業継続を支援するため、伊豆の国市運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内において支給するものとし、その支給に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運送事業等 道路運送法（昭和26年法律第183号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づく許可を受けている旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業をいう。
- (2) 小規模事業者等 個人事業者及び中小法人をいう。
- (3) 個人事業者 個人で開業し主たる収入を事業所得で確定申告した者又は雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業収入を主たる収入として雑所得又は給与所得で確定申告した者をいう。
- (4) 中小法人 資本金又は出資の総額（以下「資本金等」という。）が10億円未満の法人又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいう。
- (5) 事業用車両 運送事業者等が運送事業等において現に使用する車両（被けん引車及び二輪自動車を除く。）をいう。
- (6) 大型車 事業用車両のうち、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第1号、第3号及び第4号に規定する普通貨物自動車、大型バス及びマイクロバス並びに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条

に規定する大型特殊自動車をいう。

(7) 大型車以外 大型車以外の事業用車両をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に住民登録のある個人事業者（運送事業等を行うものに限る。）又は市内に本社若しくは主たる事業所を有する運送事業者等であって、次の要件を全て満たすものとする。

(1) 令和4年1月1日以前から、市内に住民登録がある又は市内で運送事業等を行っている者で、支援金の受給後も当該事業を継続する意欲があるもの

(2) 事業用車両において、自動車検査証（以下「車検証」という。）の所有者欄又は使用者欄に記載されている住所が、市内であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、支給対象者としなない。

(1) この要綱若しくは他市町村における同様の制度に基づく支援金等の給付決定を受けている、又は受ける予定のある者

(2) その他燃油又は原材料価格高騰を理由に市が実施する給付金等の給付を受けている、又は受ける予定のある者

(3) 支援金の支給申請をする日において市税の滞納がある者。ただし、納付誓約により納付の意思を示し、かつ、当該納付誓約に基づく納付を履行している者を除く。

(4) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者

(支援金)

第4条 支援金は、支給対象者が所有し、又は使用する事業用車両の台数に応じて支給する。

2 支援金の額は、大型車は1台につき5万円、大型車以外は1台につき2万円とする。

(申請期間)

第5条 支援金の申請期間は、令和4年9月27日から同年11月30日までとする。

(支給の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による伊豆の国市運送事業者等支援金支給申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 車検証の写し
- (3) 道路運送法又は貨物自動車運送事業法に基づく許可を受けた運送事業者等であることが確認できる書類の写し
- (4) 振替先口座の通帳の写し
- (5) 法人の場合、本社又は主たる事業所の住所を確認できる書類並びに資本金額及び常時従事する従業員数が確認できる書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項に規定する書類の提出は、原則として郵送により行うものとする。

（支給及び額の決定）

第7条 市長は、前条の規定により提出された書類を受付したときは、速やかに内容を審査し、支援金の支給の可否及びその額を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（支援金の支給）

第8条 市長は、前条の規定により支援金の額を決定したときは、申請者に対し、支援金を支給するものとする。

（支援金の返還）

第9条 偽りその他不正な行為により支援金の支給を受けた者があるときは、第7条の規定による支援金の支給決定を取り消し、又は変更し、その者に対し、支援金の全部又は一部を返還させるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年度の支援金について適用する。

様式第1号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

伊豆の国市長 宛

伊豆の国市運送事業者等支援金支給申請書兼請求書

支援金の支給を受けたいので、伊豆の国市運送事業者等支援金支給要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請し、及び請求します。

記

1 申請者の事業形態

事業形態	<input type="checkbox"/> 個人事業者 <input type="checkbox"/> 法人
------	--

2 申請者

名称又は屋号		
事業内容		
個人事業者	氏名	印
	生年月日	
	自宅住所	〒
	事業所所在地	〒
	連絡先電話番号	
	確定申告書区分	<input type="checkbox"/> 青色申告 <input type="checkbox"/> 白色申告
法人	資本金等又は 常時従事する従業員数	
	代表者役職・氏名	印
	法人番号	
	所在地	〒
	連絡先電話番号	

3 支給申請額 金 _____ 円

<算出根拠>

大型車【A】	_____台 × 50,000円	円
大型車以外【B】	_____台 × 20,000円	円
支援金額合計【A】 + 【B】		円

4 振替先

下記の口座については、私（当社）が使用する口座に間違いありません。

金融機関名	銀行 金庫 農協 漁協 店		
預金種別	当座 ・ 普通	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

市役所処理欄	債権者登録	有 ・ 無	債権者番号
	決定日		支給金額	
	発送日		振込予定日	

様式第2号（第6条第1項関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

誓約書兼同意書

年 月 日

伊豆の国市長 宛

住所／所在地

名称／屋号

氏名／代表者役職・氏名

（署名又は記名押印、法人の場合は記名押印）

私（当社）は、支援金の申請に当たり、支援金受給後も事業活動を継続する意欲があると認め、併せて、次の事項について誓約及び同意します。また、誓約及び同意の内容に偽りがあった場合は、支援金の支給決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

【市税納付に係る誓約及び同意】※該当する項目の□に✓を入れてください。

私（当社）の市税納付については、次のとおり相違ないことを誓約するとともに、支援金の受給のため、私（当社）の市税納付の状況について、市長が必要な税関係情報の記録を調査することに同意します。

- 市税は、滞納していない。
- 市税に滞納があるが、今後、誠意をもって支払う。

【暴力団の排除に係る誓約】※該当する項目の□に✓を入れてください。

- 1 自己又は自社の役員等は、次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（伊豆の国市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1(1)から(6)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

【同一目的の給付金等を受給していない誓約】※該当する項目の□に✓を入れてください。

- 1 他市町村における同様の制度に基づく支援金等を受給していない。
- 2 市の燃油又は原材料価格高騰を理由とした給付金等の交付を受けていない。